公益社団法人 セントラル愛知交響楽団

役員等の報酬規程並びに費用に関する規定

(目的)

第1条 この規定は、公益社団法人 セントラル愛知交響楽団(以下「この法人」という。)定款第20条の規定に基づき、役員等の報酬並びに費用について必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規定において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤理事とは、理事のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち常勤理事以外の者をいう。
- (4)報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成18年法律第49号。以下「認定法」という。)第5条第13号で定める報酬、賞与その他職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職慰労金をいう。なお、その名称の如何を問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤手当、旅費)(宿泊費を含む。) 及び手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

- 第3条 この法人は、常勤理事の職務執行の対価として、一人当たり各年度 600 万円 を限度として、支給することができる。この場合、各常勤理事の報酬等の額は、 理事会にて決定するものとする。
- 2 非常勤役員は、無報酬とする。ただし、公認会計士又は税理士に資格を有し、認 定法第5条第2号に定める経理的基礎を担保する監事に関しては、報酬等を支給 することができる。この場合、報酬等の額は、社員総会の決議により別に定める。
- 3 前項但書の監事への報酬等の各年度総額は、60万円を限度とする。
- 4 この法人は、職員を兼務する役員に対して、第1項の報酬等は支給することができない。

(報酬等の支払方法)

第4条 報酬等は、毎月25日(銀行休業日の場合はその前営業日)に、銀行振り込みによって支払われるものとする。

(費用)

第5条 この法人は、役員等がその職務の執行に当たって支出し、又は負担した費用について、理事会が別に定めるところにより支給する。

(公表の定め)

第6条 この法人は、この規定をもって、認定法第20条第2項に定める報酬等の支給 の基準を公表するものとする。

(既定の変更)

第7条 この規定の変更は、社員総会の決議により行うものとする。

(補足)

第8条 この規定の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附則

1 この規定は2021年4月1日から施行する。